

指定医療機関の書類の提出先について

平成30年4月1日からの名古屋市への事務移譲に伴い、指定医療機関の書類の提出先を以下のように整理しましたので参考にしてください。

1. 平成30年3月31日までに提出する場合

医療機関の所在地が名古屋市を含め、愛知県庁（健康対策課）へ提出してください。

なお、名古屋市内で開設日が平成30年4月1日以降となる医療機関の指定通知書は、4月以降に名古屋市（健康増進課）から送付します。

2. 平成30年4月1日以降に提出する場合

以下のとおりご提出ください。

- 医療機関の所在地が名古屋市の場合 → 名古屋市役所（健康増進課）

なお、名古屋市役所への提出にあたりましては、可能な限り名古屋市の様式の使用に御協力ください。

- 医療機関の所在地が名古屋市を除く愛知県の場合 → 愛知県庁（健康対策課）

（従来どおり）

※ 不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

担当：健康対策課 原爆・難病企画グループ 電話：052-954-6268